

①	1	③ 〇〇の取扱い			
②	不可				
④	改正法	〇条〇項	(定義)		
⑤	市条例	〇条〇項	(定義)		
⑥	主な相違点				
⑦	対応の方向性(案)				
⑧	資料ページ・番号				
	法令	資料2	P〇【〇】		
	ガイドライン	資料3	P〇		
	事務対応ガイド	資料4	P〇【〇】		
	Q & A	資料5	P〇		

①項目番号(条項順)

②条例規定要可否区分

「要」	条例で定めることが必要な事項 89条： 開示請求に係る手数料 119条： 行政機関匿名加工情報に係る手数料
「可」	条例で定めることが許容される事項 60条5項： 条例要配慮個人情報 75条5項： 個人情報の取扱いの登録(簿) 108条： 開示等の手続に関する事項 129条： 審議会への諮問
「不可」	条例で定めることが許されない事項 ガイドライン74ページ： 条例との関係 事務対応ガイド386ページ： 地方公共団体における条例の改廃

③項目名

④改正法等の規定抜粋 ※改正法=改正後の「個人情報の保護に関する法律」

⑤市条例の規定抜粋 ※市条例=現行の「横須賀市個人情報保護条例」

⑥主な相違点

⑦対応の方向性(案)

⑧資料ページ・番号 ※資料2、資料4はページ及び資料中の項目番号を掲載